Ⅲ．受験資格

１　受験資格

千葉県介護支援専門員実務研修受講試験を受験するには、以下の、（１）及び（２）の要件を満たす必要があります。

（１）受験地が千葉県であること

①**申込日現在**、受験資格に該当する業務に従事しており、その勤務地が千葉県内である者

②**申込日現在**、受験資格に該当する業務に従事していないが、住所地が千葉県内である者

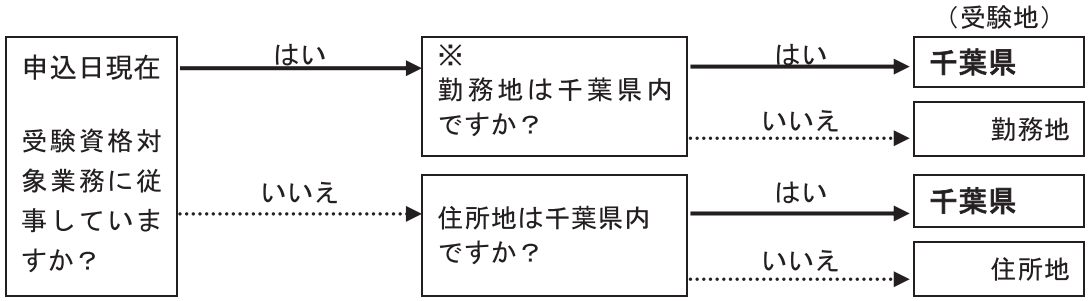

※ 勤務地が複数ある場合は、主たる勤務地の所在する都道府県での受験となります。
平成３０年度試験を受験する場合は、受験資格要件の変更に伴い、平成２９年度に続いて受験する場合でも、受験地が変わる場合があります。

（２）対象となる資格及び業務内容で一定の実務経験を満たすこと、かつ、要援護者に対する直接的な対人援助業務が当該者の本来業務として明確に位置づけられていること

※平成２７年２月１２日に公布・施行された改正省令により、平成２７年度試験から受験資格要件が変更されました。平成２９年度試験までは経過措置として旧要件該当者も受験可能でしたが平成３０年度から完全移行されました。

平成３０年度試験は受験資格要件に完全移行となることから注意が必要です。

※平成２９年度試験までは受験資格があり、以前に受験した経験があっても、平成３０年度からの受験資格要件に非該当である場合は受験できなくなります。

○受験資格要件の変更に伴い、受験地についても注意が必要です。

※上記（１）のとおり、受験資格に該当する業務に従事している都道府県（非該当業務に従事あるいは就業していない場合は住所地）が受験地の基準となることから、受験資格要件の変更に伴い、平成２９年度までと受験地が変わる場合があります。
平成 30 年度試験の申込日時点で従事している業務が、平成 30 年度から受験資格要件非該当となる業務である場合は、以前に従事していた業務の実務経験により受験資格がある場合でも、受験地は住所地の都道府県となりますので、十分な注意が必要です。

（３）実務経験の算定について

①１ヶ月間（月の初日～月末の間）の内に１日も勤務実態のない月は期間に算入できません。

②業務従事日数は、休日・年次有給休暇・特別休暇・出張・研修・休職等を除いた実際の勤務日数で算定してください。 常勤、非常勤、パート等の勤務形態は問いません。

③業務従事日数は、１日の勤務時間が短い場合であっても、１日勤務したものとみなします。

④申込時点で実務経験が不足している場合であっても、試験日の前日までに上記の基準を満たすことができれば、受験は可能です。

この場合は、申込時点では「実務経験見込証明書」を提出し、 基準を満たした時点で、確定した「実務経験証明書」（算入可能な期間は試験日前日まで）を**平成３０年１０月３０日（火）（消印有効）までに、簡易書留にて再度提出**してください（封筒の表面に「実務経験証明書在中」と書き添えてください）。 なお、期日までに提出がなかった場合は、受験資格を満たさなかったものとして、**受験は無効**になります。

⑤途中で退職または職種変更をした場合でも、各々の業務が受験資格に該当するものであれば、合算することができます。

【注意】次の場合は算定期間に含まれません。

①当該資格を有しながら、要援護者に対する直接的な援助ではない業務（研究業務・教育業務・事務等）を行っているような期間は、実務経験期間には含まれません。

②実務経験の証明が不能な場合（既に施設、事業所等が廃止となっている場合や、就業状況等を確認する書類が当該事業所等で保管されていない場合等）は、実務経験として算入することはできません。 （→P. 17　Q＆A（16）を参照）

２　欠格事由

以下の事項に該当する方は、本試験に合格し、介護支援専門員実務研修を修了しても、介護保険法第 69 条の 2 第 1 項に定める介護支援専門員の登録を受けることができません。

（１）成年被後見人又は被保佐人

（２）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

（３）介護保険法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令に定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

（４）介護支援専門員登録の申請前５年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者

（５）介護保険法第 69 条の 38 第 3 項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に同法第 69 条の 6 第 1 号の規定によりその登録が削除され、まだその期間が経過しない者

（６）介護保険法第 69 条の 39 の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して５年を経過しない者

（７）介護保険法第 69 条の 39 の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法（平成５年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者（登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。）であって、当該登録が消除された日から起算して５年を経過しない者

３　受験資格職種コード

（表１）次の各種国家資格を有し、当該資格に基づく業務に従事する者

資 格 名	受験資格職種コード（国家資格コード）
医師	１０１
歯科医師	１０２
薬剤師	１０３
保健師	１０４
助産師	１０５
看護師	１０６
准看護師	１０７
理学療法士	１０８
作業療法士	１０９
社会福祉士	１１０
介護福祉士	１１１

資　格　名	受験資格職種コード（国家資格コード）
視能訓練士	１１２
義肢装具士	１１３
歯科衛生士	１１４
あん摩マッサージ指圧師	１１５
はり師	１１６
きゅう師	１１７
柔道整復師	１１８
栄養士（管理栄養士を含む）	１１９
精神保健福祉士	１２２
言語聴覚士	１２３

（表２）施設等において必置とされている相談援助業務に従事する者

受験資格職種コード	対象事業及び施設	対象となる職員（職種）	規 定 す る 法 令 ・ 通 知 等
２０１	特定施設入居者生活介護	生活相談員	指定居宅サービス等事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生労働省令第 37 号）第 175 条第 1 項第 1 号に規定する
２０２	地域密着型特定施設入所者生活介護	生活相談員	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 110 条第 1 項第 1 号に規定する
２０３	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	生活相談員	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 131 条第 1 項第 2 号に規定する
２０４	介護老人福祉施設	生活相談員	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生労働省令第 39 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する

受験資格職種コード	対象事業及び施設	対象となる職員（職種）	規 定 す る 法 令 ・ 通 知 等
２０５	介護老人保健施設	支援相談員	指定介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第40号）第2条第1項第4号に規定する
２０６	介護予防特定施設入居者生活介護	生活相談員	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第231条第1項第1号に規定する
２０７	計画相談支援	相談支援専門員	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条に規定する
２０８	障害児相談支援	相談支援専門員	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第29条)第3条に規定するに規定する
２０９	生活困窮者自立支援事業	別に定めるもの（主任相談支援員）	生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第2条第2項に規定する